

～ J Aグループ山口 ～

「食農教育展開方針」

平成18年5月
山口県農業協同組合中央会

目 次

はじめに	1
ＪＡグループ山口 ～ 「食農教育展開方針」	
１．ＪＡ食農教育の取り組み	2
２．取り組みに当たっての基本的考え方	3
３．ＪＡ食農教育プラン策定運動	5
４．プラン策定に向けた今後のスケジュール	6
(参考資料)	8

はじめに

「私たちの食は農産物とそれを生産する人によって支えられている。」

「生命（いのち）をいただくことで私たちの健康は保たれている。」

今、食に関するこうした基本的な認識が忘れ去られている。

食の外部化・簡便化・多様化が進み、食生活は物質的には便利で豊かになった一方で、食生活の乱れによる生活習慣病の急増など健康面の問題だけでなく、食と農との物理的・心理的距離が広がり、食文化や食の安全・信頼等が失われるなどの多くの課題も顕在化してきた。

こうした社会的情勢をふまえ、政府は、平成17年6月に食育基本法を制定し、食育を国民運動として推進することとした。同法には、家庭、学校、保育所等における食育の推進や、農林漁業者等の責務として農林漁業に関する体験の機会提供等に努めること等が明記されている（第11条）。

また、平成17年3月には「新たな食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、「食料の安定供給の確保に関する施策」の一つとして食育の推進が位置づけられた。

J Aグループ山口は第35回J A山口県大会決議において、「ごはんを中心とした日本型食生活の普及と食農教育の展開」を掲げ、農業・農村の体験の場づくり、学校給食への地元農産物の供給等の取り組みを推進してきた。

私たちは、新たな情勢に対応して、J Aグループ山口としての基本的な方針を整理しなければならない。

単なる「食育」ではなく、農産物がいのちを育むことを伝え、食の大切さ、食を支える農の役割、地域の食文化、いのちと健康の尊さなどに対する理解を広げ、深めるための取り組みを通じ、食と農、地域とJ Aを結び、食のあり方や農のあり方を変革していくことを目指す。

ＪＡグループ山口 「食農教育展開方針」

1. ＪＡ食農教育の取り組み

(1) ＪＡ食農教育の現状と課題

ＪＡグループ山口のこれまでの取り組み

ＪＡグループ山口では、第35回ＪＡ山口県大会において「ごはんを中心とした日本型食生活の普及と食農教育の展開」を決議し、取り組みを進めてきた。各ＪＡ段階では、「農業体験学習(学童農園)」や「学校給食への地元農産物の提供」の動きが徐々にすすんでいるが、ＪＡグループのこれまでの取り組みは、農業体験活動や都市農村交流など「農業」に対する消費者の理解を得ることを主目的として取り組んできた経過があり、例えば、日本の風土や農業に根ざした「食生活」の実現や「健康」に関する取り組みは必ずしも十分ではなかった。

今後の課題

ア．ＪＡ食農教育の基本的考え方の整理が必要

農林漁業者等の責務が示されている「食育基本法」や自給率の向上に向けた取り組みが求められている「新たな食料・農業・農村基本計画」が制定されるなか、改めて、ＪＡ食農教育の基本的考え方を整理し、食や消費に軸足を置いた取り組みを強化する必要がある。

イ．運動を地域に拡大する取り組みが必要

ＪＡ食農教育の運動を地域に拡大し、足腰が強く継続性のある運動に発展させるためには、ＪＡ関係者、農業関係者だけでは限界があるため、可能な限り地域農業に理解のある地域住民参加型の運動展開とすることが必要である。

また、行政・学校・各種団体・農業者など地域の関係者間の相互理解、幅広い連携と仲間づくりをすすめ、ＪＡ食農教育に対する理解と支援の輪を広げる必要がある。

ウ．ＪＡ食農教育の位置づけの明確化と推進体制づくりが必要

ＪＡ食農教育に関する取り組みは、往々にして担当者個人の熱意とがんばりに支えられており、ＪＡ全体での推進体制とはなっていないケースが少なくない。

これは、食農教育の組織的位置づけや取り組み方針が不明確であることに起因すると考えられる。ＪＡ事業の中でＪＡ食農教育をどう位置付け、役職員間で課題認識を共有化し、関係する部門が連携・協力し、組織として食農教育を推進する横断的な体制をどう作るかについて整理しなければならない。

(2) J A 食農教育の位置づけ

地域農業を振興する取り組みの一環として

原材料の多くを輸入農産物が占める「調理済み食品」や「外食」への依存度が高くなれば国産農産物消費はギリ貧となる。また、「安い輸入農産物ではなく、多少高くても質の良い地元農産物を購入するという習慣」を身につけてもらわなければ地域農業の振興もおぼつかない。従って、安全・安心な農産物を供給するだけでなく、あわせて J A 食農教育を J A の本来業務の一つとして位置付ける必要がある。

J A の組織基盤強化をはかる取り組みとして

J A 食農教育は、食と農という共通テーマで組合員と地域住民が連携できる取り組みである。組合員や役職員の参加と実践に加え、地域住民の参加と各種団体との連携強化により、農業・J A に関する次世代も含めた幅広い層の理解と支援の輪を地域に広げなければならない。

すなわち、J A 食農教育の展開を、J A 事業の基礎となる組織基盤を強化する取り組みとして位置付ける必要がある。

2. 取り組みに当たっての基本的考え方

(1) J A 食農教育の3つの目標

食文化の継承と地域に根ざした健全な食生活の実現
地場産を中心とする国産農産物の消費拡大と食料自給率の向上
地域農業の振興と地域の活性化

(2) J A 食農教育の分野と対象

下記の5分野を基本として、3つの対象を設定して取り組みを進めるが、特に、将来の食と農を担う「子どもたちおよびその家庭(子育て世代)」を重点的な対象として位置付ける。

これは、既に食習慣が確立している大人に比較し、子どもたちを対象とした方が効果的であり、その子ども達が次代の食を創っていくこと、子どもたちを通じて家庭に対する一定の波及効果が期待できることなどによる。

ＪＡ食農教育の３つの対象と５つの分野

	地 域	学 校	家 庭
農業体験・農教育	子どもファーム・ネット、市民農園など	学童農園、バケツ稲作り、図画作文コンクール、総合学習支援、出前授業など	親子稲刈り教室、バケツ稲作り、あぐりスクール、市民農園など
地場産学校給食	地場産学校給食推進協議会の設置など	地元食材の供給、米飯学校給食の推進、学校栄養士との意見交換など	地場産学校給食の試食会およびレシピ配布など
生活文化・食教育	日本型食生活普及、伝統食普及活動、食事バランスガイドの活用	食事バランスガイドの学習、栄養教育、総合学習支援	親子料理教室、食事バランスガイドの普及、母親学級、朝食欠食ゼロ運動など
地産地消	農産物直売所の設置、地元食品産業関係者との協議など	地元食材の学校給食への供給など	農産物直売所の利用、旬の地場野菜カレンダー配布など
交 流	消費者と生産者の意見交換会、食農フォーラム開催など	農家ホームステイなど	グリーンツーリズム、産地見学会など

(3) 地域に根ざした多様な取り組みの展開

食や農には地域性・多様性があり、文化や歴史的背景も異なっている。そのため、ＪＡ食農教育の展開にあたっては、県下一律の取り組みではなく、地域に根ざした多様で主体的な取り組みを行うことを基本とし、役職員、組合員、地域住民等の幅広い参加と実践により継続性のある運動を展開していく。

(4) 食育推進の国民運動への参加

政府は食育基本法に基づき、国民運動として食育を推進することとしており、また、「食料・農業・農村基本計画」では、食料自給率向上に向けて、全国段階、都道府県段階に協議会を設置し、関係団体の適切な役割分担の下で一体的に取り組みを進めていくとしている。

ＪＡ食農教育の取り組みにあたっては、地域の関係団体・組織との連携・協力により「食と農の仲間作り」を進め、食育推進の国民運動に参加していくものとする。

3. JA食農教育プラン策定運動

(1) 「JA食農教育プラン」策定の意義

JA食農教育プラン策定運動は、それぞれのJAにおいて、これまでの取り組みを振り返り、食と農の課題解決に向けて、改めて何ができるか検討すること、そして、JAとして取り組む意義や目標を明確にし、取り組み体制を整備・強化することを目標としている。

(2) 「JA食農教育プラン」の位置づけと性格

食や農には地域性・多様性があり、地域に根ざした多様で主体的な食農教育の取り組みを助長し、地域から運動展開していくことを基本とする。従って、「JA食農教育プラン」においては、地域の実情やこれまでの取り組み経過などを踏まえて、各JAの取り組み方針（理念や運動目標）、実施体制、実施事項を具体的に定めるものとし、事業計画に連動させ、また対外的にも明らかにしていく役割を担うものである。

(3) 政府の食育推進との関係

JA食農教育の取り組みは、地域の関係団体・組織との連携・協力により、食育推進の国民運動の一環として展開する。

このため、「食育基本法」や「食料・農業・農村基本計画」による食育推進の枠組みのなかで、都道府県、市町村の「食育推進基本計画」との連動を考慮し、JAグループ体となって取り組まなければならない。

(4) プランの全体構成

「JA食農教育プラン」は、次の柱立てにより策定するものとする。

ア．方針（目標、考え方）

イ．体制（特に、担当部署の明確化、役職員の参加、組合員組織との連携・支援・活性化について配慮）

ウ．予算

エ．実施事項（分野、対象、実施内容、目標（期待する成果）など）

(5) 最重点に取り組む事項

**県下全JAにおける食農教育プランの作成
農作業体験・農教育への取り組みの拡大
米飯給食回数の拡大と地場農産物の学校給食への提供**

(6) その他

ＪＡのプラン作成の参考資料としての「食農教育取り組み事例集」の作成、取り組み意欲向上のための「活動優良ＪＡの表彰制度」の創設等について検討する。

4. プラン策定に向けた今後のスケジュール

(1) 「ＪＡグループ山口食農教育展開方針」の策定と現状調査の実施（5月中旬までに）

ＪＡグループ山口総体としての理念や基本的考え方を、「ＪＡグループ山口食農教育展開方針」としてとりまとめ、県域、ＪＡ域の「食農教育プラン」策定へとつなげていく。また、現在、県下の各ＪＡで取り組みを行っている食農教育に関する事業や活動の調査を行うことにより、プラン策定の基礎資料とする。

(2) 県域の「ＪＡ食農教育プラン」の策定（7月末を目途に策定）

県段階において、ＪＡ担当部課長を構成員とする「ＪＡ食農教育プラン策定研究会」（仮称）を設置し、プランの内容、策定スケジュール、具体的な推進方法等について研究する。

研究会の協議を踏まえ、県域の「食農教育プラン」を策定する。この際、平成18年度に策定される県段階の「食育推進基本計画」の内容を踏まえ、県、教育委員会、学校給食会等との連携のもと策定することとする。また、県域の基本方針、プランの内容については、第36回ＪＡ山口県大会の議案へと反映する。

さらに、フォーラム、大会等の開催を検討し、県下全体に考え方が広く浸透するための取り組みも併せて行う。

(3) 各ＪＡにおける「ＪＡ食農教育プラン」の策定（9月末を目途に策定）

研究会での協議、県内の取り組み事例、県域のプラン等の内容を踏まえ、これまで実施している事業・活動や新規に実施する取り組みを集約し、平成19年度以後のプランを策定する。

その際、関係市町村の「食育推進基本計画」策定の進捗状況、計画内容等と整合性を図るものとする。

(4) プランの検証

プランの実践状況については、年度末において、実施事項に記載した目標に対して、どの程度の成果が上がったか、アンケートなどにより可能な限り数値で定量的に評価することとする。

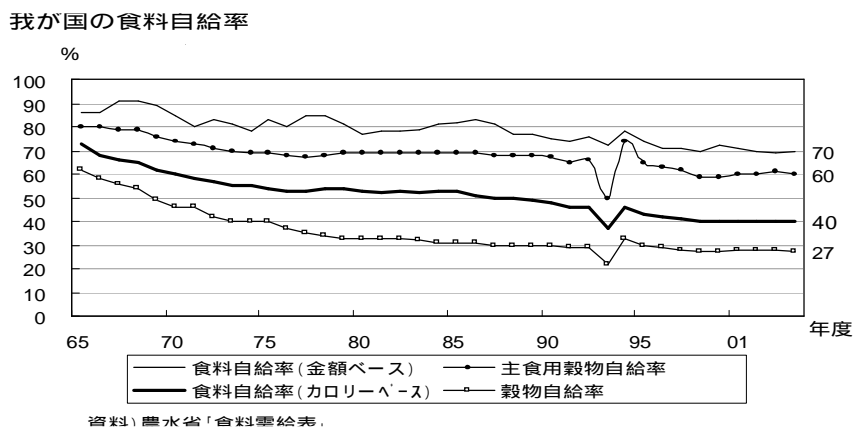
最低限、予定した実施事項を実施したかどうか、また、期待された成果が上がったかどうか、定性的な評価を行うものとする。その上で、要因分析などを行い、次期プランの策定・見直しを行う。

(参考資料)

食育とJA食農教育との違い

食育	JA食農教育
<p>食料の生産から消費に至るまでの食に関する様々な体験活動を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる。</p> <p>豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進、生産者と消費者の交流等を図ることにより、国民の食に対する理解と関心の増進、農山村の活性化と食料自給率の向上に資する。</p> <p>(食育基本法より)</p>	<p>食と農と地域と自然の関わりを重視し、農産物がいのちを育み、成長していく過程を大切にしながら、食への関心・興味を高揚し、食の大切さ、食を支える農の役割、自らのくらしと社会の営みとの関わり、地域の食文化、いのちと健康の尊さなどに対する理解を広げ、深める。</p> <p>こうした取り組みを通じて、食と農、地域とJAを結び、食のあり方、農のあり方を変革していくことを目指す。</p>

我が国の自給率の推移



食育基本法に規定された農林漁業者等の責務(第11条)

農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

食育基本法の概要

・食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育について、国・地方公共団体・各種関係者・国民の責務や、食育推進基本計画等の策定を定めるとともに、下記の基本的施策を規定。

家庭における食育の推進

学校・保育所等における食育の推進

地域での食生活改善の取組推進

食育推進運動の展開

生産者・消費者の交流促進

農林漁業の活性化

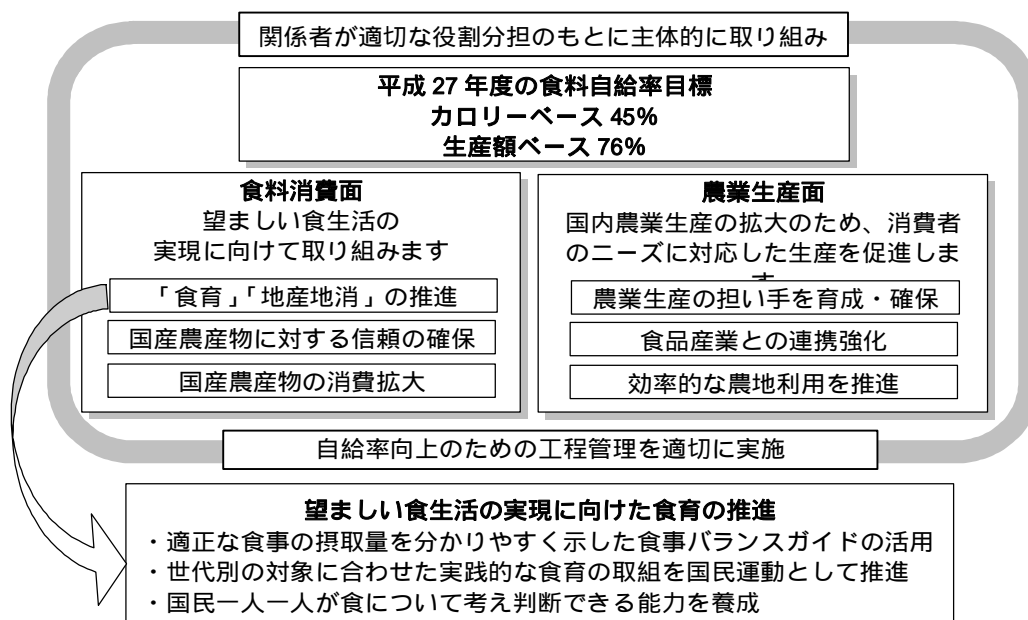
食文化継承活動への支援

調査・研究・情報提供・国際交流の推進

・内閣府に総理を会長とする「食育推進会議」を置くとともに、「食育担当大臣」を置く。

・都道府県、市町村に条例に定めるところにより「食育推進会議」を置くことができる

「食料・農業・農村基本計画」の「食料自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項」における食育の位置づけ



【参考資料】

年度 プラン1 実施計画（例）

作成日 平成 年 月 日

J A 名			
担当部署			
記入者氏名			
名 称			
担当部署名	担当者名		
電 話	F A X		
メールアドレス			
連携部署名・担当者名			
生産部会・青年部・女性部等の連携・協力組織			
地域の連携組織等			
参加対象者・参加人数			
事業予算・内訳 (単位：円)	参加費等	補助金等	J A 負担
収入 (参加費等)			
費用/内訳/謝金 (圃場管理・機械作業の謝礼)			
旅費 (活動関係者の交通費)			
会議費 (会議の茶代)			
通信運搬費 (活動案内等郵送料)			
印刷費 (活動資料印刷・D P E 代)			
借借料 (圃場・農機利用料、バス)			
保険料 (関係者・参加者の保険料)			
消耗品費 (種苗・肥料代)			
合 計			
活動計画	活動目標 (長期)		
	活動目標 (短期)		
	実施場所		
	実施時期		
	募集・P R 方法		
	広報手段		
	情報発信 活動評価 手法		